

一 平成30年度事業活動概況

わが国経済は、企業収益が高水準で推移し設備投資が増加傾向にある中、雇用や所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、景気は緩やかな回復基調が続いた。一方で、中小企業においては、経営者の高齢化や人手不足といった社会の構造変化に伴う課題に直面している。

納税環境においては、政府が行政手続コストの削減に向けた取り組みを進める中、国税庁はe-Taxにおける添付書類のイメージデータでの提出や所得税のプレプリント申告書の送付の見直し範囲の拡大など、税務手続のICT化に向けた施策を推進した。特に、平成30年分確定申告においてはIDとPWのみでのe-Tax利用を可能とし、これにより携帯電話端末（スマートフォン）から申告が行えるなど電子申告手続きの簡便化を図った取り組みが実施された。

このような状況の下、本会では、次なる税理士法改正に向けた検討を進めるとともに、税制改正建議等を通じて、本会意見を関係官庁に要望するなど、納税者の信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 次なる税理士法改正に向けた取り組みについて

平成29年9月の会長諮問「次期税理士法改正に向けた検討について」への対応について、制度部のほか正副会長会構成員等において、社会環境の変化や税務行政のスマート化構想などを踏まえた上で検討し、その結果を平成31年4月に答申した。検討に際しては、次世代を担う若年層にとって魅力ある税理士制度を構築するとの観点から、大阪・仙台・東京の3か所で若手税理士との座談会を実施し、そこで出た意見も参考とした。

2 対外広報の強化及び若者の税理士への関心を促すための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化した。さらに、親しみやすく身近な税の専門家というイメージの定着を図る基本方針に基づき、統一キャラクターにホラン千秋を継続起用することで、より一層のイメージ定着を図った。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、全国の大学生協食堂へのトレイ広告の出稿、学生向けパンフレット「税理士って？」の改訂、「マイナビ学生の窓口」などのWeb広告を実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力した。

税理士会と連携して「税理士による租税講座」を大学に開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとして持つよう職業説明会等の施策に関する検討を進めた。

このほか、税理士会の施策等を報道関係者に発信していくことを目的として、報道関係者との懇談会を「中小企業存続への対応」及び「平成31年度税制改正に関する建議書について」をテーマに開催した。

3 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「平成31年度税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、平成31年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における資産保有型会社の判定時期の見直し、民法（相続関係）の改正に伴う税制上の措置、仮想通貨取引における円滑・適正な納税のための環境整備、e L T A X障害発生時の申告等に係る期限延長などの建議項目が実現した。

このほか、消費税の適格請求書等保存方式の見直し、償却資産課税のあり方、相続時精算課税制度の利用阻害要因、上場株式等に係る配当所得等の申告手続の簡素化などについて関係省庁等と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

4 中小企業支援施策の取り組みについて

事業承継の推進について、事業承継サイト「担い手探しナビ」の運用開始、事業承継支援に係るリーフレット「事業承継のこと、税理士に聞いてみてください。」の作成・配付、「事業承継の概要と実務等」、「事業承継の進め方と留意点等」をテーマとした2日間の研修会の開催（税理士会へのライブ配信、後日のDVD配付及び研修ホームページからの配信）等を行った。担い手探しナビの開始に際しては、ナビを利用している税理士への支援体制を構築するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部、中小企業再生支援全国本部及び日本弁護士連合会に対し、協力依頼を行った。また、本会ホームページ内に「事業承継支援」ページを新設し、情報発信に努めた。

平成30年度税制改正において、中小企業・小規模事業者関係では、10年間の時限措置となる特例措置をはじめとした事業承継税制の創設・拡充、賃上げを支援する所得拡大促進税制の拡充、先端設備等導入計画の認定等に伴う固定資産税減免措置の創設等が実現した。これらの改正内容を中心に、国の予算事業等の内容も加えた形で平成30年度税制改正等の解説DVDを作成し税理士会へ配付するとともに、研修ホームページからも配信を行った。

また、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、中小企業庁と緊密に連絡を取り合い、中小企業庁長官をはじめとする幹部との懇談会及び担当者同士による意見交換会を開催し、互いの施策への理解を深めた。

このほか、「中小企業の会計に関する指針」を改正し、関係4団体のホームページで公表したほか、「会計参与制度の手引き」の改訂、「経営者保証に関するガイドライン」の解説DVDの作成等を行った。

5 研修への取り組みについて

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、

登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。全国統一研修会は、会員数、地域的特性及び税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対して理由書の提出を求めた。マルチメディア研修は、「民法（相続）」、「軽減税率」、「マネー・ローンダリング」等、時宜に適った5テーマを収録し、配信した。

また、日税連研修ホームページを抜本的に見直し、研修受講管理システムとの一体的運用を図ることにより、同システムとの入口の一元化、配信中の研修の検索機能の強化、視聴後の受講記録のシームレス化、視聴可能ブラウザの拡充等、会員の利便性向上を図るとともに、サーバの大幅な容量増及び運用コストの削減等も実現した。これにより、平成31年3月末日現在、研修ホームページから配信している研修は合計179本となった。

6 租税教育への取り組みについて

租税教育等事業の中心である租税教室は、全国での開催数が順調に増加しており、一層の普及推進と講師の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」の改訂や「租税教育副読本『税って何かな?』」の増刷など、教材の充実を図った。

さらに、特別支援学校でも普通学校と同様に租税教室を行うための環境整備として、前年度制作・公開した盲学校に続き、「聾学校における租税教室モデル授業ビデオ」を新たに制作・公開した。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を、平成30年度は新たに開始した鳴門教育大学を含む6大学に開設したほか、今後の新規開設を目指して大学に対し積極的に働きかけを行った。併せて大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を、平成30年度は8大学に開設した。

本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画しており、平成30年11月15日の総会に出席し、関係省庁と一層の連携を図った。

このほか、次代の税理士制度を担う若者を増やすための取り組みとして、高校生向けの職場見学会を試験実施し、その結果を会長宛に報告した。

7 社会保障・税番号制度への対応について

社会保障・税番号制度について、税理士事務所等において特定個人情報等が適切に取り扱われ、同制度が円滑に運用されるよう各種施策を実施した。

平成30年9月に個人情報保護委員会が「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」を改定したことに伴い、当該ガイドラインを基に本会が作成している「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」について、必要な改訂に向けた検討を進めた。

また、国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、税理士がマイナポータルから納税者の情報を円滑に取得できるよう要望した。

このほか、平成30年10月10日の第17回税制調査会で財務省が提示した「確定申告書等作成コーナーのマイナポータルとの連携イメージ」にあるとおり、令和3年1月より確定申告書等作成コ

ーナーのマイナポータルとの連携が予定されていることから、マイナポータルにおいて、納税者から委嘱を受けた税理士が遠隔地であっても代理人設定ができ、かつ税務代理に必要な特定個人情報のみを閲覧・取得できる仕組み作りについて、関係官庁と意見交換を行った。

8 電子申告制度の利用促進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税電子化協議会に提出した結果、平成31年1月に「e-Tax受付時間の拡大」「e-Taxの送信容量の拡大」「申告のお知らせの転送設定」が実現した。

令和2年4月以降に実施される大法人の電子申告の義務化、これに伴う電子申告の利便性向上施策、平成31年1月から開始されたe-Taxメッセージボックスのセキュリティ強化に伴うメッセージボックスの転送設定、及びマイナポータルと税理士業務の関わりといった電子申告制度を取り巻く大きな流れを「税務行政手続きの電子化」として取りまとめた。

また、平成31年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

9 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、国税庁が公表した「税理士法違反行為Q&A」について、綱紀事案の未然防止に非常に有用であることから、国税庁の協力のもと解説DVDを作成し、税理士会に配付するとともに、日税連研修ホームページから配信し、会員への周知を図っているところであるが、税理士会及び支部における活用状況を確認するとともに、税理士会へ継続した利活用を依頼した。

10 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月に発生した西日本豪雨の被災者に対し、それぞれ税理士会との共催による無料税務相談を実施した。

受託事業については、平成29年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成30年度に向け10項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を徴した。

協議派遣事業については、全国商工会連合会及び全国農業協同組合中央会とそれぞれ協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

このほか、番号制度導入に伴い税務支援制度ガイドラインの改訂を行った。

11 書面添付制度の普及、定着について

書面添付制度の普及・定着方策については、国税庁に対し、引き続き本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。また、全国における同制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。これらの状況を受け、普及定着方策の一つとして、添付書面の作成を補完するツールとして「業務チェックリスト（贈与税用）」を作成、公表した。

12 公益活動への対応について

成年後見制度の利用の促進に関する法律等の施行を踏まえ、各税理士会では、管轄区域の自治体及び社会福祉協議会等を訪問し、市区町村における成年後見制度利用促進基本計画の進行状況を調査するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置に向けた協議会等への税理士会の参画を働きかけた。

平成26年度から継続している成年後見及び相続税に関する無料相談会について、税理士会との共催により全国47か所で開催し、税理士による成年後見制度への取組みについて広く一般市民に周知した。

また、平成30年4月に成年後見指導者養成研修を実施し、成年後見人等養成研修に関する研修教材を税理士会に提供した。

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に3日間の実務研修を実施し、地方公共団体に対し、外部監査人及び監査委員への税理士の選任要請活動を行った。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。また、審理員及び第三者機関委員に選任・推薦された税理士並びに税理士会における指導者を対象に行政不服審査法に関する研修会を実施し、審理員及び第三者機関委員就任者及び就任を希望する会員が実務を行う際に参考となるテキストを作成するとともに、地方公共団体に対し、審理員及び第三者機関委員への税理士の選任要請活動を行った。

このほか、平成30年9月1日に施行の国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程において、政策担当秘書審査認定を受けることができる者の要件として税理士が加えられたことを受け、政策担当秘書に関する研修を実施した。

13 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援及び諸外国の税制に関する情報収集について

AOTCAへの支援については、平成30年9月に開催されたAOTCAウランバートル会議に国際部構成員等の関係役員が出席し、引き続き役員を輩出することが決定した。併せて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、田尻国際部委員がAOTCA加盟団体に対するアンケート調査について、アジア・オセアニア地域における税務専門家制度の国際比較に関する調査報告を行った。

諸外国の税制に関する情報収集については、平成30年11月に中里研究会会長等関係役員がアメ

リカを訪問し、米国税制改正の概要、地方税と連邦税の関係性、事業承継税制の現況、税務行政のA I 化の状況及びB E P S への対応について視察を行った。

その他、国際交流事業として、平成31年1月に開催された韓国税務士会との第22回定期懇談会では、事業承継税制の動向、A I 化の進展による税務申告手続等への影響など両会における諸課題について意見交換を行った。

14 熊本地震及び東日本大震災への対応並びに大規模災害発生時の対応について

平成30年7月に発生した西日本豪雨について、災害対策本部で取り扱うことを決定し、被災者に対し、中国税理士会及び四国税理士会との共催による無料税務相談を実施した。中国税理士会と共催の無料税務相談は、平成30年11月から12月にかけて28会場において実施し、延べ795名の納税者の相談に応じた。四国税理士会と共催の無料税務相談は、平成30年12月15日及び16日、平成31年2月9日及び10日に3会場において実施し、延べ100名の納税者の相談に応じた。

熊本地震への対応として、平成31年2月9日及び10日の2日間、15税理士会との共催による無料税務相談を実施し、延べ124名の納税者の相談に応じた。

東日本大震災による被災者に対する施策として、東北税理士会及び同会福島県支部連合会との共催により、平成30年11月16日及び17日の2日間、3会場において、原発事故による被災者を対象とした無料税務相談を実施し、延べ33名の納税者の相談に応じた。

このほか、平成30年6月の大阪北部地震、8月の台風21号、9月の北海道胆振東部地震の各災害に伴う被災を見舞うため、被災会員がいる税理士会に対し、見舞金を出捐した。

また、近年の災害の激甚化や想定される大規模地震等を踏まえ、内閣府の支援を得て、事業者の災害への備えに官民一体で活動する新たな枠組みとなる「防災経済コンソーシアム」に参画するとともに、昨今の地震や豪雨等による甚大な災害が多発していることを踏まえ、被災税理士会及び税理士会会員に対する本会としての発災時対応について検討し、論点整理を行った。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。